

資料6

○大阪府議会議場等入場規程

(令和3年12月22日 大阪府議会規程第2号)

(趣旨)

第1条 この規程は、議会の会議が開かれる議場及び委員会室（以下「議場等」という。）への入場に
関し、必要な事項を定めるものとする。

(議場等への入場者)

第2条 議場等に入場しようとする者は、別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定
めるものを着用又は所持し、事務局職員に提示しなければならない。

(議場入場証及び許可証)

第3条 別表第3項及び第4項に規定する議場入場証及び許可証は、別表区分に応じて年度毎に交付
する。

- 2 議場入場証及び許可証の通用期限は、交付の日から当該年度の末日までとし、通用期限を過ぎた
ものは返却しなければならない。
- 3 議場入場証又は許可証を破損し、又は紛失したときは、申し出に基づき、再交付するものとする。
- 4 議場入場証は、別記様式のとおりとする。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、議場等への入場に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

項	区 分	着用又は所持するもの
1	議員	大阪府議会議員き章規程に基づくき章
2	事務局職員	大阪府議会事務局職員き章規程に基づくき章又 は議長が指定する名札
3	地方自治法又は大阪府議会委員会条例 に基づき出席を求められた説明者及び 府の職員のうち連絡用務を行う者	議場に入場しようとする者にあっては議場入場 証、委員会室に入場しようとする者にあっては議 場入場証又は府が定めるき章若しくは名札
4	大阪府政記者会加盟社の記者	議長が指定する許可証及び自社腕章
5	議会広報に従事する者及び速記者	議長が指定する腕章又は名札
6	その他議長が許可する者	議長が指定する名札

別記様式（第3条関係）

様式第1号

(表)

No. _____	大阪府議会 議場入場証 (議案説明者)
通用期限	令和 年度末日まで
大阪府議会事務局	

(裏)

遵守事項

- 議場に入場しようとするときは、必ず本証を守衛又は係員に提示の上入場してください。
- 議場においては、係員の指示に従ってください。
- 本証を破損し、又は紛失したときは、速やかに届け出してください。
- 通用期限が過ぎたときは、速やかに議会事務局議事課へ返還してください。

様式第2号

(表)

No. _____	大阪府議会 議場入場証 (連絡者)
通用期限	令和 年度末日まで
大阪府議会事務局	

(裏)

遵守事項

- 議場に入場しようとするときは、必ず本証を守衛又は係員に提示の上入場してください。
- 議場においては、係員の指示に従ってください。
- 本証を破損し、又は紛失したときは、速やかに届け出してください。
- 通用期限が過ぎたときは、速やかに議会事務局議事課へ返還してください。

(台紙)

台紙の寸法は、縦6.2センチメートル、横8.7センチメートルとする。

(ケース及びき章)

- 様式第1号及び様式第2号には、次のケース及びき章を使用するものとする。
- ケースの寸法は、縦7.0センチメートル、横10.0センチメートルとする。
- き章の寸法は、径1.3センチメートル、厚0.1センチメートルとし、色は、外部は金色、内部は水色とする。

